

平成 23 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社加地テック
代表者 代表取締役社長 小林 士郎
(コード番号 6391 大証二部)
問い合わせ先 総務部長 梅井 貞雄
TEL (072) - 361 - 0881

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 23 年 6 月 27 日開催予定の第 78 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

1.変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款に第 2 5 条（取締役の責任免除）第 2 項及び第 3 2 条（監査役の責任免除）第 2 項を新設するものです。

なお、第 2 5 条第 2 項の規程新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

以上

定款一部変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現定款	変更案
<p>第4章取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第25条(現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第32条(現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p>

以上